

別記第1号（第2条関係）

日記第 号
令和 年 月 日

法務局長 殿

法務局 出張所
登記官

職印

管轄登記所指定請求書

下記建物は、何出張所と当庁の管轄区域にまたがっているので、当庁を管轄登記所に指定されたく、何出張所と協議の上、請求します。

記

別記第2号（第2条関係）

日記第 号
令和 年 月 日

法務大臣 殿

法務局 出張所
登記官

職印

管轄登記所指定請求書

下記建物は、何法務局何出張所と当庁の管轄区域にまたがっているので、当庁を管轄登記所に指定されたく、何法務局何出張所と協議の上、請求します。

記

別記第3号（第3条関係）

日記第 号
令和 年 月 日

法務局 出張所登記官 殿

法務局長

職印

管轄登記所指定書

令和何年何月何日付け日記第何号をもって請求のあった管轄登記所の指定の件については、貴庁を管轄登記所に指定します。

別記第4号（第4条第2項関係）

日記第 号
令和 年 月 日

法務局 出張所 御中

法務局 出張所
登記官

職印

通 知 書

下記建物について、えい行移転による不動産所在事項に関する変更の登記の申請があったので、不動産登記事務取扱手続準則第4条第2項の規定により、通知します。

記

変更前の建物	変更後の建物
所有者又は所有権 登記名義人の氏名等	

（注）通知事項の記載は、申請書の写しの添付で代えることができる。

別記第5号（第6条第2項関係）

日記第 号
令和 年 月 日

法務大臣 殿

法務局長

職印

事務停止意見書

登記所の事務の停止について、不動産登記事務取扱手続準則第6条第2項の規定により、下記のとおり意見を述べます。

記

次に掲げる登記所の事務を停止するのが相当と考える。

登記所名

事務停止を必要とする理由

事務停止期間

別記第6号（第7条第2項関係）

日記第 号
令和 年 月 日

法務局長 殿

法務局 出張所
登記官

職印

報 告 書

当庁登記官交替による事務の引継ぎに伴い、登記簿その他の帳簿等の調査をしたので、その結果を下記のとおり報告します。

記

別記第7号（第8条第3項関係）

日記第 号
令和 年 月 日

法務局 出張所 御中

法務局 出張所
登記官

職印

移 送 書

令和何年何月何日管轄転属があったので、別紙目録記載の登記記録等を移送します。

目 録

土地の登記記録

市区郡町村	大字 (字)	筆 数
何	何	筆
何	何	筆
合 計		筆

建物の登記記録

市区郡町村	大字 (字)	個 数
合 計		

目録等

種 類	枚 数	種 類	枚 数

地図、建物所在図又は地図に準ずる図面

市区郡町村	大字 (字)	枚 数		
		地 図	建物所在図	地図に準ずる図面

土地所在図等

種 類	枚 数	種 類	枚 数

申請書等

年度又は種類等	通 数	年度又は種類等	通 数

別記第 8 号（第 8 条第 4 項関係）

日記第 号
令和 年 月 日

法務局 出張所登記官 殿

法務局 出張所
登記官

職印

受 領 書

令和何年何月何日付け日記第何号をもって移送を受けた別紙目録記載の登記記録等を受領しました。

別記第9号（第8条第5項関係）

日記第 号
令和 年 月 日

法務局長 殿

法務局 出張所
登記官

職印

報 告 書

管轄転属に伴う登記記録等の引継ぎを別紙受領書（移送書）のとおり令和何年何月何日に完了したので、報告します。

別記第10号（第11条第1項関係）

日記第 号
令和 年 月 日

法務局 出張所 御中

法務局 出張所
登記官

職印

移 送 書

貴庁に管轄指定のあった下記建物の登記申請書類を不動産登記規則第40条第1項の規定により、移送します。

記